

令和6年度

第2回 瀬戸市水道事業経営審議会

資 料

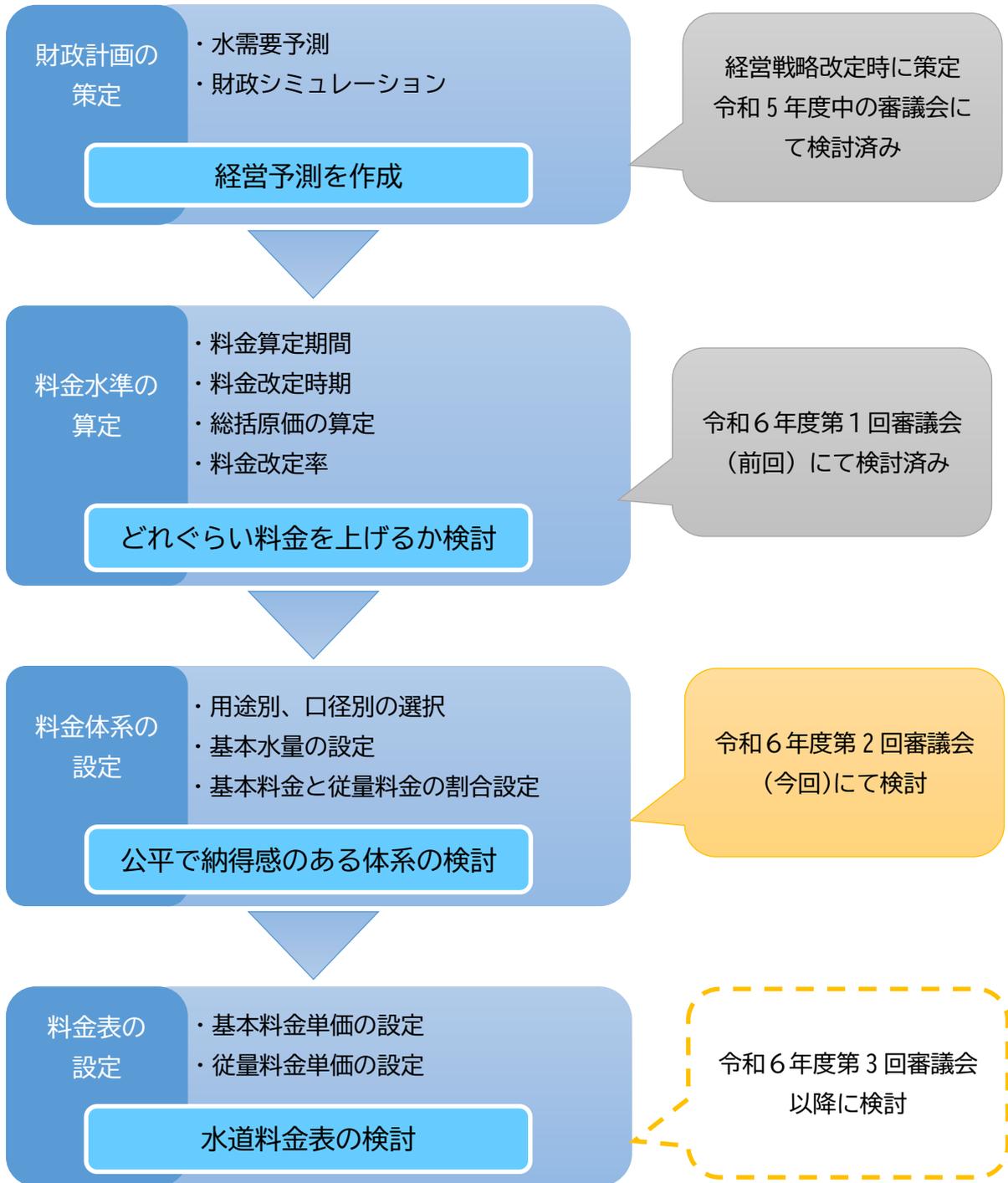
令和6年11月6日（水）開催

目 次

| | |
|---------------------------|----|
| (1) 適正な水道料金体系について…………… | 1 |
| ア 用途別と口径別の採用案について…………… | 4 |
| イ 基本水量の設定について…………… | 6 |
| ウ 基本料金と従量料金の割合設定について…………… | 8 |
| (2) 水道事業の情報発信について…………… | 15 |

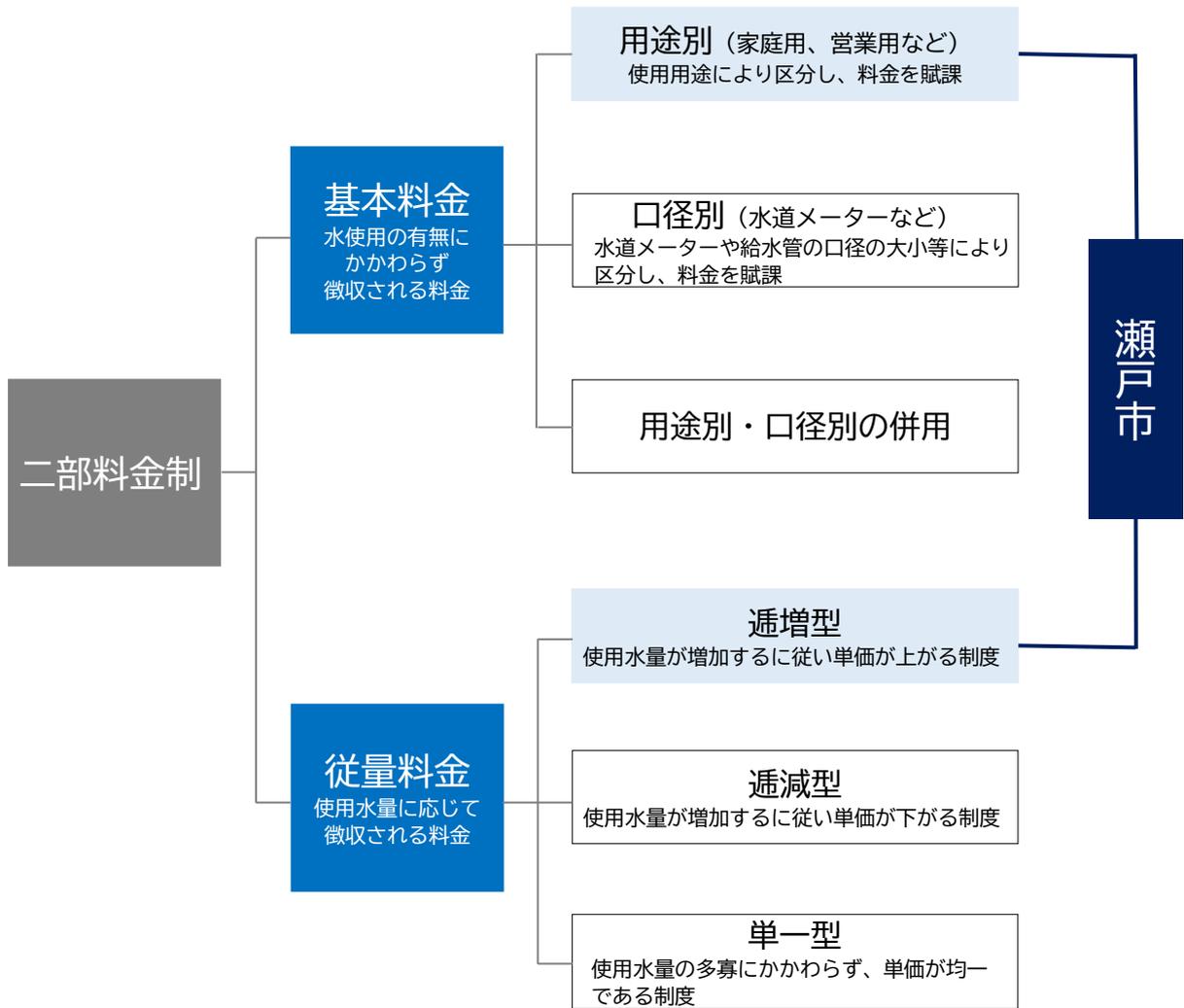
(1) 適正な水道料金体系について

■水道料金改定の流れについて



■現在の本市の料金体系について

水道料金制度は団体によって異なり、瀬戸市は二部料金制のうち、基本料金は用途別、従量料金は逡増型を採用しています。



(令和4年度第2回水道事業経営審議会資料より引用)

ア 用途別と口径別の採用案について

用途別と口径別の特徴について

用途別

本市は今こちら

- 用途ごと（家庭用、営業用等）に料金を設定する方法
（水道料金算定要領において、漸進的に解消することとされています）
- ：一般家庭用の区分を設定することで、生活水の低廉化が図れる
 - ×：用途区分の判断が明確でなく、客観性公平性に欠ける

口径別

全国的にはこちらが多い

- 水道メーターの口径の違いによって料金を設定する方法
- ：水を使用できる能力に応じた負担区分となり、公平感がある
 - ×：生活に配慮した料金体系とならない

現在本市では用途別を採用しておりますが、用途区分の判断が困難で客観性公平性に欠けるという問題があります。また、明らかに用途の実態が変更している場合においても、届出がないことにより、本来想定していた料金体系を適用できていない事例も散見されます。

水道料金算定要領において口径別を推奨していることもあり、全国的に口径別の団体が増加しております。

以上のことから、本市でも公平性のある口径別料金体系へ切り替える方針とします。

(参考) 令和5年度4月1日現在 県内団体の状況

| 区分 | 団体数 | 団体内訳 |
|-----|-----|--------------------------------------|
| 用途別 | 8 | 瀬戸市、犬山市、岩倉市、あま市 蟹江町、愛西市、阿久比町、南知多町 |
| 口径別 | 35 | 上記以外 |
| 計 | 43 | |

(日本水道協会「水道料金表」より引用)

(参考) 全国の料金体系の推移

| 区分 | 昭和50年 | | 平成7年 | | 平成27年 | | 令和4年 | | 令和5年 | |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 事業体数 | 比率(%) |
| 口径別 | 295 | 18.8 | 829 | 43.5 | 721 | 56.6 | 757 | 60.3 | 757 | 60.8 |
| 用途別 | 1,100 | 70.2 | 818 | 42.9 | 415 | 32.6 | 372 | 29.6 | 363 | 29.2 |
| その他 | 172 | 11.0 | 259 | 13.6 | 138 | 10.8 | 127 | 10.1 | 125 | 10.1 |
| 合計 | 1,567 | 100.0 | 1,906 | 100.0 | 1,274 | 100.0 | 1,256 | 100.0 | 1,245 | 100.1 |

(日本水道協会「水道料金表」より引用 各年4月1日現在)

(参考) 令和4年度第2回経営審議会資料より引用

■愛知県下の料金改定状況

1. 抽出条件

愛知県下の団体において、直近5か年で料金改定(値上げ)を実施している団体

2. 改定時期・改定率の一覧

| No. | 団体名 | 体系 | 項目 | H29 | H30 | R01 | R02 | R03 | 改定差額(※) |
|-----|---------|-----------------|-----|-----|-----|------|-------|-----|---------|
| 1 | 愛知県 江南市 | 用途別 ↓ 口径別 | 家事用 | | | | 18.1% | | 990円 |
| | | | 全平均 | | | | 18.1% | | |
| 2 | 愛知県 新城市 | 口径別 | 家事用 | | | | 9.0% | | 660円 |
| | | | 全平均 | | | | 9.0% | | |
| 3 | 愛知県 岩倉市 | 用途別 | 家事用 | | | 0.4% | | | 80円 |
| | | | 全平均 | | | 0.4% | | | |

出所：公益社団法人日本水道協会「水道料金表」等を参考に作成

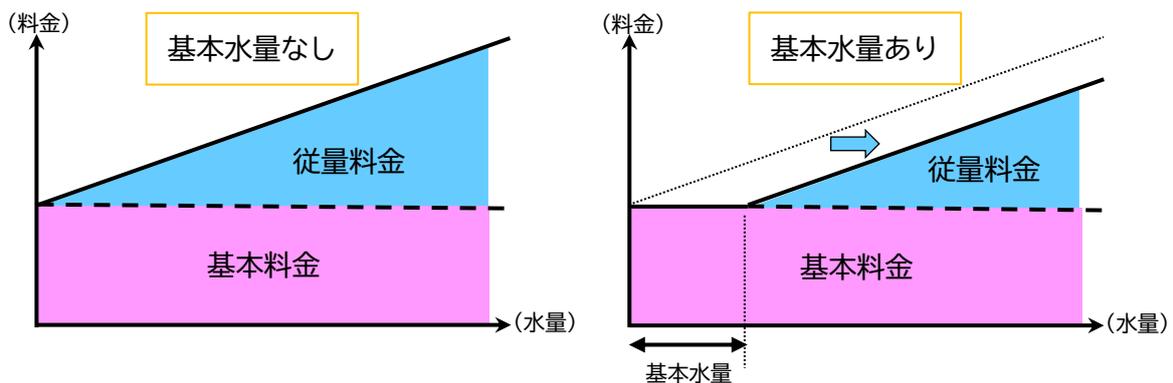
(※) 改定差額は、「1期2か月、口径20mm、使用量40m³、消費税(H29、H30は8%、R01以降は10%)込」で算定

イ 基本水量の設定について

基本水量とは基本料金に一定の水量までの料金を含めるものであり、本市ではすべてに使用者に対して1期（2か月相当）あたり20 m³の基本水量を設定しています。

公衆衛生の向上と生活用必要な水使用を促すという目的のために設定されているものです。

（基本水量のイメージ）



昨今では節水機器の普及や単身世帯の増加に伴い、基本水量以内の割合が増加しており、令和5年度実績では35.7%となっています。

また、基本水量以内で収まっている方はすべて同一料金となるため不公平感があり、水道料金算定要領においても漸進的に解消することとされているものです。

以上のことから、基本水量は設定しない方針とします。

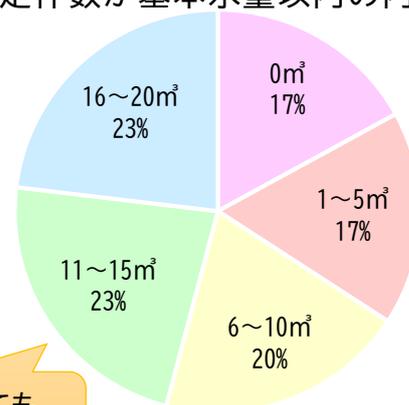
(参考) 令和5年度調定の水量別分布

| 使用水量 (m ³) | 調定 件数 | 割合 | 調定額 (千円・税込) | 割合 |
|---------------------------|----------|--------|----------------|--------|
| 0 | 21,612 | 6.1% | 52,951 | 2.3% |
| 1~20 | 105,614 | 29.6% | 231,158 | 10.1% |
| 21~40 | 120,161 | 33.7% | 483,541 | 21.1% |
| 41~60 | 73,902 | 20.7% | 561,308 | 24.4% |
| 61~80 | 23,154 | 6.5% | 276,149 | 12.0% |
| 81~100 | 6,396 | 1.8% | 105,111 | 4.6% |
| 101~ | 6,165 | 1.6% | 586,768 | 25.5% |
| 合計 | 356,822 | 100.0% | 2,296,986 | 100.0% |

基本水量以内の調定件数
全体の35.7%

しかし調定額で見ると、
全体の12.4%しかない

調定件数が基本水量以内の内訳



使用量は違っても
みんな基本料金のみ

(参考) 本市の基本水量以内の割合の推移

| 年度 | H21 | H26 | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 |
|-------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 基本水量以内の 調定件数割合 | 31.7% | 33.0% | 34.8% | 33.5% | 34.0% | 35.0% | 35.7% |

(参考) 令和5年4月1日現在 県内団体で基本水量を設定している団体

| 団体 | 基本水量 (m ³ /月) |
|--------|-----------------------------|
| 瀬戸市 | 10 |
| 犬山市 | 5 |
| 岩倉市 | 5 |
| あま市 | 10 |
| 蟹江町 | 10 |
| 愛西市 | 10 |
| 阿久比町 | 10 |
| 南知多町 | 10 |
| 名古屋市 | 6 |
| 小牧市 | 5 |
| 清須市 | 6 |
| 一宮市(*) | 10 |

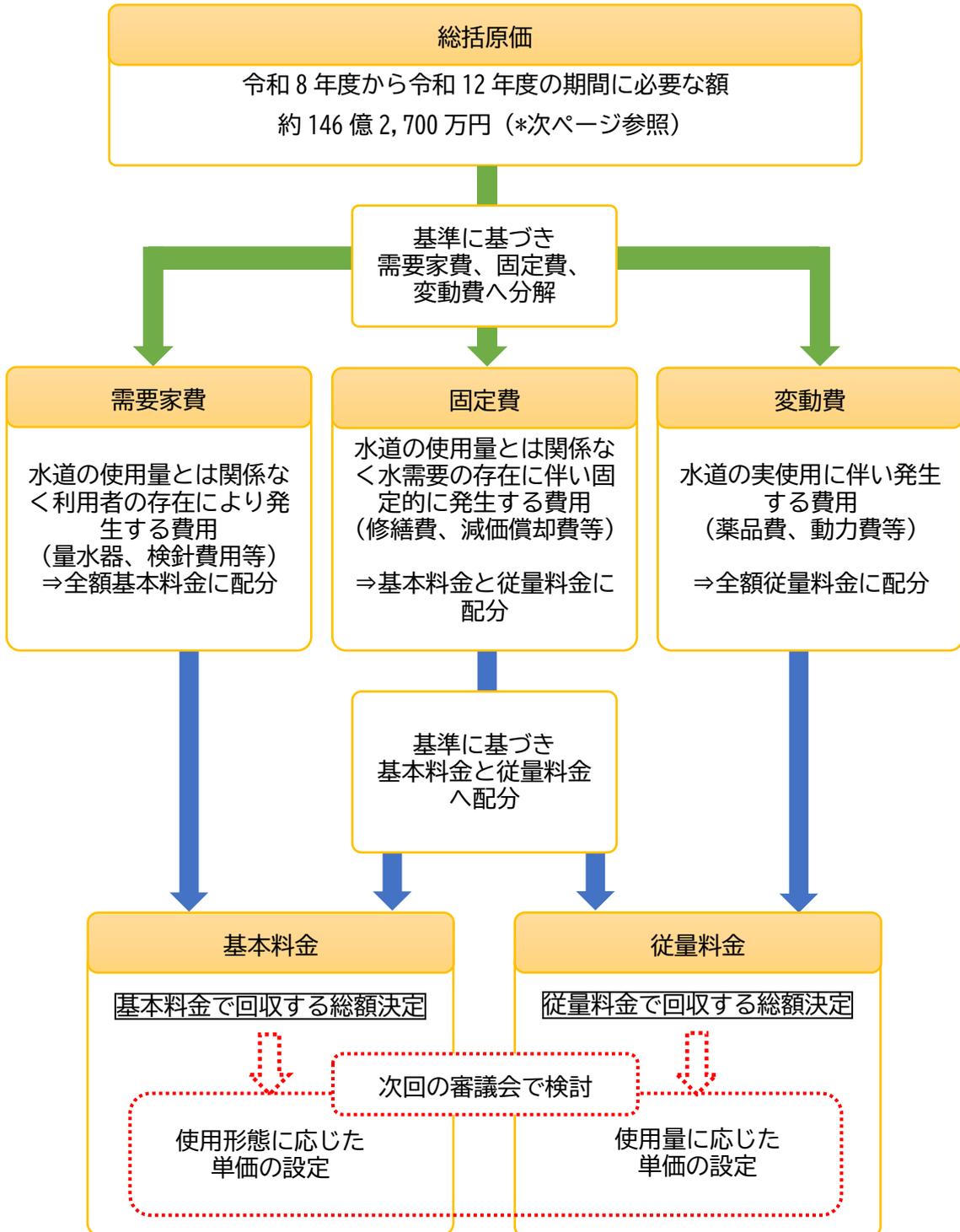
料金体系が用途別の団体はすべて
基本水量が設定されている

県内の43団体のうち、
12団体が設定している
(約28%)

(*)一宮市は令和6年10月1日より料金改定にあわせて
基本水量を0と改定している

ウ 基本料金と従量料金の割合設定について

以下の図の流れに沿って、基本料金と従量料金の割合を決めていきます。
今回の審議会で検討する部分は、緑と青の矢印の部分になります。



(参考) 令和6年度第1回審議会資料より引用

資産維持費の考え方 (案)

②瀬戸市水道事業経営戦略(改定版)に基づいた算定方法
算定期間末の内部留保基準を満たす額を資産維持費とする

(千円)

| | 5か年合計 |
|--|------------|
| 口径20mm 水量32m ³ 使用の場合 現行料金 4,301円 ↓ 改定料金 6,132円 | |
| A 内部留保減少想定額(4条不足額-留保発生額) | 2,772,237 |
| B R7年度末内部留保額 | 1,998,177 |
| C R12年度末内部留保目標値 | 1,547,113 |
| 5か年で必要な資産維持費(A-B+C) | 2,321,173 |
| 資産維持費を加えた総括原価 | 14,627,362 |
| 料金改定率 | 42.57% |
| R12年度末の想定内部留保 | 1,545,677 |

令和6年第1回審議会にて、資産維持費の考え方の検討を行った結果、資産維持費を加えた総括原価を約146億2,700万円としています

○総括原価の分解案について

総括原価から、需要家費、固定費、変動費に割り振る基準については、基本的には水道料金算定要領の基準に準拠して分解することとしますが、一部を本市の実情に合わせて一部修正した基準とします。

修正箇所水色 上段：水道料金算定要領の基準 下段：本市の基準

| | 需要家費 | 固定費 | 変動費 |
|-------|--------------------|-----------------|-------------------------------|
| 人件費 | 検針、集金、量水器関係部門人件費 | 需要家費及び変動費以外の人件費 | 超過勤務手当、特殊勤務手当（給水量の増減に伴うものに限る） |
| | | 左記以外の人件費全額 | — |
| 薬品費 | — | — | 全額 |
| 動力費 | — | — | 全額 |
| 修繕費 | 検針、集金、量水器関係部門修繕費 | 左記以外の修繕費全額 | — |
| | — | 全額 | |
| 受水費 | — | 基本料金 | 使用料金 |
| 減価償却費 | 検針、集金、量水器関係部門減価償却費 | 左記以外の減価償却費全額 | — |
| 支払利息 | 検針、集金、量水器関係部門支払利息費 | 左記以外の支払利息全額 | — |
| | — | 全額 | |
| 資産維持費 | 検針、集金、量水器関係部門資産維持費 | 左記以外の資産維持費全額 | — |

| | | | |
|----------|--------------------|------------|---|
| 委託料 | 検針、集金、量水器関係部門委託料 | 左記以外の委託料全額 | — |
| 量水器取替補修費 | 全額 | — | — |
| 会費負担金 | — | 全額 | — |
| 資産減耗費 | 検針、集金、量水器関係部門資産減耗費 | 左記以外 | — |
| その他 | 手数料、印刷製本費、通信運搬費 | 左記以外 | — |

○固定費の配分案について

本来、固定費は性質的に基本料金に配分すべきですが、その場合基本料金が高額となってしまうため、一定の基準で基本料金と従量料金に配分します。

水道料金算定要領では、以下の4つの配分基準が示されています。

| 配分案 | 固定費の配分方法 | 考え方 | 計算式 |
|-----|----------------------------|--|--------------------------------------|
| ① | 最大給水量に対する平均給水量の割合分を従量料金に配分 | 平均的な給水量相当は従量料金として、平均を超える部分は需要実態を考慮して配分するもの | $\frac{\text{平均給水量}}{\text{最大給水量}}$ |
| ② | 施設能力に対する平均給水量の割合分を従量料金に配分 | 施設能力は、最大給水量だけでなく、点検や事故による休止や施設更新時に余剰が必要であるため、余剰分を基本料金として配分するもの | $\frac{\text{平均給水量}}{\text{施設能力}}$ |
| ③ | 施設能力に対する最大給水量の割合分を従量料金に配分 | | $\frac{\text{最大給水量}}{\text{施設能力}}$ |
| ④ | 配給水部門を基本料金に配分 | 配給水施設は、日最大需要よりも時間最大需要を基準に計画されていることより、配給水部門の費用を基本料金として配分するもの | $\frac{\text{配給水部門費用}}{\text{費用総額}}$ |

本市では、直近3年間で施設能力に変化がなく、最大給水量に比べて平均給水量の変動が少ない傾向があります。

そのため、施設能力と平均給水量を使用した②の基準が最も安定するため、②の基準によって配分するものとします。

(参考) 本市の直近 5 年データ

| | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 |
|---------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 施設能力 (m ³ /日) | 52,100 | 52,100 | 48,700 | 48,700 | 48,700 |
| 平均給水量 (m ³ /日) | 40,545 | 41,611 | 39,782 | 40,102 | 39,593 |
| 最大給水量 (m ³ /日) | 45,039 | 45,934 | 42,842 | 45,361 | 43,601 |

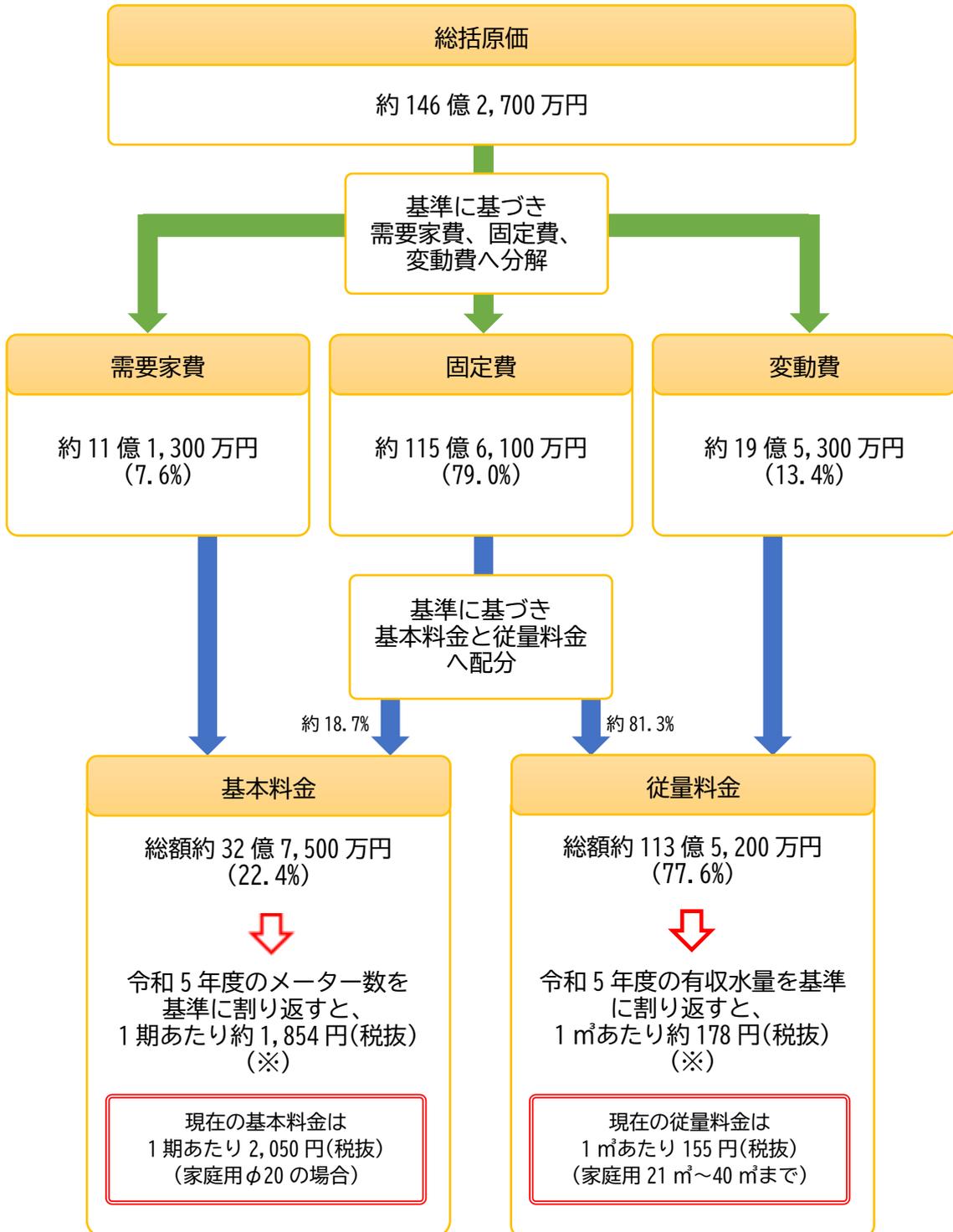
○配分案ごとの想定割合

| 配分案 | 固定費の配分割合 | | 需要家費、変動費を加えた全体の割合 | | 令和 5 年度実績基準で算出した平均値 (※) | |
|---------------|----------|--------|-------------------|--------|-------------------------|---------------------------|
| | 基本料金割合 | 従量料金割合 | 基本料金割合 | 従量料金割合 | 基本料金 1 期あたり | 従量料金 1 m ³ あたり |
| ① | 9.19% | 90.81% | 14.9% | 85.1% | 1,231 円 | 195.30 円 |
| ② | 18.70% | 81.30% | 22.4% | 77.6% | 1,854 円 | 178.05 円 |
| ③ | 10.47% | 89.53% | 15.9% | 84.1% | 1,315 円 | 192.98 円 |
| ④ | 78.26% | 21.74% | 69.5% | 30.5% | 5,752 円 | 70.06 円 |
| (参考) R5 実績 | / | | 34.8% | 65.2% | 2,060 円 | 106.69 円 |

※配分案①～④は基本水量なしで想定

R5 実績は基本水量 (1 期あたり 20 m³) あり

○総括原価の分解と配分を案のとおりにしたケースについて



※基本料金、従量料金ともに使用形態や使用量に応じて単価を設定するため、あくまでも参考額です。

(2) 水道事業の情報発信について

■情報発信の位置付け

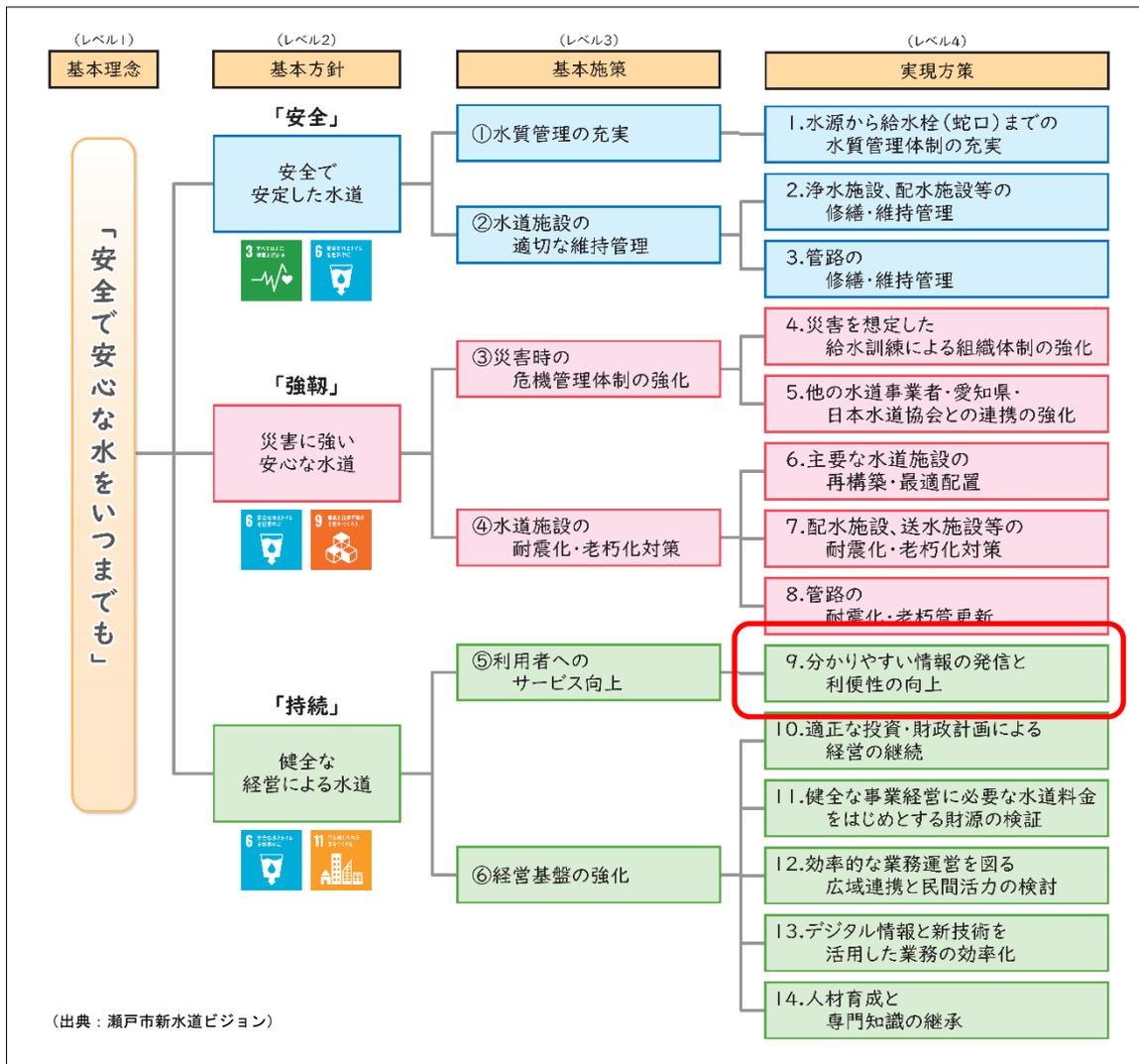
「瀬戸市新水道ビジョン」基本構想に基づき実施するもの

基本理念 「安全で安心な水をいつまでも」

基本方針 「持続 健全な経営による水道」

基本施策 「⑤利用者へのサービス向上」

実現方策 「9. 分かりやすい情報の発信と利便性の向上」



■ 広報誌「日常を支える 上下水道のはなし」

上下水道に関する事業の仕組みや経営状況をわかりやすくまとめた広報誌を創刊
 今後は水を提供するための水道施設や工事の紹介を通じ、水道料金の必要性を周知

日常を支える 上下水道のはなし Vol.01

水道のはなし

「安心で安全な水をつまぐ」を基本理念として、令和5年7月に「瀬戸市新水道ビジョン」を策定しました。その中で、わかりやすい情報の発信に取り組んでいます。そこで、みなさんにも水道のことを知っていただくために広報をはじめます！

水道事業は水道料金収入で経営しています

一般家庭平均（人口300㎡×290リットル/日）
 2か月で4,301円（広域併用料金）

水道料金の支払い

水を使う

安全で安心な水の提供

水道管等の整備
 市内の水道管
 全長約765km
 毎年約2km
 瀬戸～鹿嶋
 くら

水質管理・水を配る
 毎日水を検出して配っています

雨水と排水
 つくる25%
 減らした水をつくらせ

「税金は使っていますよ」

問い合わせ先：水道課総務係 ☎05-1178

経営状況について（2つの財布）

1 日常生活に必要な給水のための費用は財源別に確保し、給水の料金を収入や、賃料や光熱費などの経費といった、日常生活に充てる範囲に供分されます。

2 水道施設を有するのための費用は財源別に確保し、ポンプの電気代や、ポンプの保守費など、ポンプの保守費による収入や、賃料の購入などの経費といった、施設を維持するための費用に供分されます。

令和5年度決算の概要

| 収入 | 支出 |
|-----------------|------------------|
| 25億4,827万円 | 23億1,170万円 |
| 長期借入金 3億7,878万円 | 利息 3,727万円 |
| その他 8,460万円 | 減価償却費等 1億9,029万円 |
| 水道料金収入 20億 | その他 1,542万円 |
| 水道料金収入 3,489万円 | 経費等 14億 418万円 |

内部留保 総額約30億
 今年より約1億
 ※毎年の決算に際して、内部留保を積み立てています

内部留保の安心ライン
 ※内部留保がなくなると、将来にわたって水道事業を維持することが困難になります

内部留保がなくなるとどうなる？
 古い施設の更新や水道管の更新が必要になってきます。それでは、工事が必要になります。また、水道料金の値上げが必要になります。

令和10年には内部留保が足りなくなる!?

どうする？
 「瀬戸市水道事業経営審議会」を設置し、経験豊富な水道事業者や水道利用者の方々が、経営状況の検証や話し合いを行っています。令和6年度は適正な水道料金の水準等について検討をしています。

問い合わせ先：水道課総務係 ☎05-1178

これからの経営状況の見通しについて

収入減少
 人口減少や節水意識の高まりで使う水の量が減って収入は減少見込み

支出増加
 物価高騰や施設の耐震化、古い水道管の更新のための支出は増加見込み

経営ピンチ!

内部留保の見通し

令和10年には内部留保が足りなくなる!?

どうする？
 「瀬戸市水道事業経営審議会」を設置し、経験豊富な水道事業者や水道利用者の方々が、経営状況の検証や話し合いを行っています。令和6年度は適正な水道料金の水準等について検討をしています。

問い合わせ先：水道課総務係 ☎05-1178

下水道のはなし

下水道の役割

本市では、汚水と雨水を別々の管に流す「分流式下水道」を採用しています。

令和5年度決算の概要

| 収入 | 支出 |
|------------------|------------------|
| 21億4,438万円 | 21億710万円 |
| 長期借入金 9億3,153万円 | 利息 3,727万円 |
| その他 1,285万円 | 減価償却費等 1億9,029万円 |
| 下水道使用料収入 7億664万円 | その他 1,542万円 |
| 下水道使用料収入 7億664万円 | 経費等 14億 418万円 |

内部留保 総額約30億
 今年より約1億
 ※毎年の決算に際して、内部留保を積み立てています

内部留保の安心ライン
 ※内部留保がなくなると、将来にわたって水道事業を維持することが困難になります

内部留保がなくなるとどうなる？
 古い施設の更新や水道管の更新が必要になってきます。それでは、工事が必要になります。また、水道料金の値上げが必要になります。

令和10年には内部留保が足りなくなる!?

どうする？
 「瀬戸市水道事業経営審議会」を設置し、経験豊富な水道事業者や水道利用者の方々が、経営状況の検証や話し合いを行っています。令和6年度は適正な水道料金の水準等について検討をしています。

問い合わせ先：下水道課総務係 ☎05-1173

■ 広報誌配布・周知スケジュール

| 区分 | 予定（実績）と内容 |
|--------------|---|
| 「広報せと」への折込配布 | ①10月号（9月下旬） 前年度決算の概要や経営見通しを紹介 ②4月号（3月下旬） 水道施設や工事の紹介（予定） |
| 市内イベントでの周知 | 令和6年度実績（予定） 「第51回瀬戸市みんなの生活展」でのパネル展示 ・パーティセと（10月12日実施、来場者300名） ・図書館（10月24日～11月26日） ・市役所1階掲掲示板（12月2日～12月6日） |





（パーティセとでの展示状況）